

許しません、 税の滞納!

市が提供する、福祉や教育をはじめ、さまざまなサービスは、市税が主な財源です。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金を納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。市では、市税等徴収対策室を設置し、厳しい姿勢で滞納の解消に努めています。

滞納処分を行います

督促状を送付した日から起算して10日後までに市税を納めない場合は、やむを得ず、法律に基づき滞納処分を行います。これは、納税者が自主的に納付しない場合に、納税者の財産から強制的に徴収するための法的手続きです。

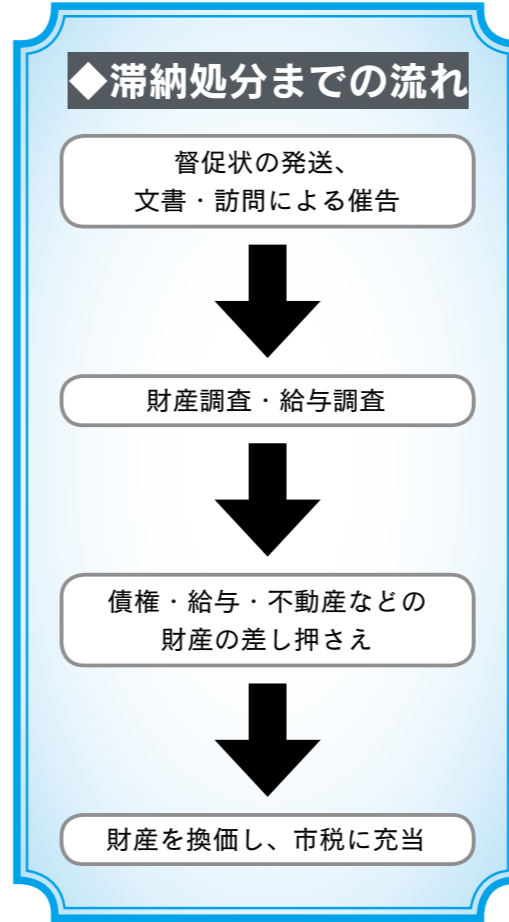
財産の差し押さえ

調査により、滞納者に財産があることが判明した場合には、差し押さえを行います。

市税の差し押さえは、私債権とは異なり、裁判所へ訴える必要がなく、市が自ら差し押さえを行います。差し押さえを行う場合には事前連絡はありません。

放置せず相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で納付が困難な方については、税務課または市税等徴収対策室まで早めに相談してください。一括納付が



できない場合には、納付計画を確実に守っていただくことを条件に分割して納付することがあります。なお、連絡がない場合、市では個々の事情は把握できませんので、法令に基づき滞納処分を行うこととなります。

差し押さえは 最終手段です

督促状や催告書、訪問などで、納税・納付をお願いしても、納められない場合は、納期限までに納めておられる方との公平・公正の観点から適正に処分（差し押さえ）します。処分（差し押さえ）が実施されると、金融機関や勤務先・取引先などに市税の滞納が知れることとなり、社会的信用を失うこととなります。

滞納に関するQ & A



Q 延滞金を減額してもらいたいことはできますか？

A 延滞金は納期限までに納めた人との公平を図るため必ず納める必要があります。

滞納金は地方税法の規定により、未納税額に対して年14・6%の割合で計算します。これは銀行などでお金を借りるよりはるかに高い率です。余分なお金を払わないためにも納期限までに納めましょう。

*

Q 滞納額が少額だから差し押さえされることはないですか？

A 滞納に多い少ないはありませぬ。少額であっても滞納に変わりありませんので、金融機関などで財産調査を実施し、滞納があれば差し押さえを実施します。

Q 勝手に個人の財産を調べるのはプライバシーの侵害にあたらないのですか？

A 税金を滞納すると、法律（地方税法、国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。よって、これらの財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

*

Q 市税等徴収対策室はどのような活動をしているの？

A 平成23年度より滞納の徴収を強化するため、市税等徴収対策室が設けられました。市税等徴収対策室では、長期滞納者に自主納付を促すため電話や督促案内の送付、自宅訪問をしております。しかしながら、このお知らせおよび訪問に対し納付の方針を示されない場合には、不本意ながら滞納処分を実施してまいります。このことから対策室や税務課の職員から問い合わせがあった際には、放置せず、事情がある場合は相談しましょう。



市税は納期限内に納めましょう！

平成25年度 市税などの納期一覧

月	納期限	固定資産税	市県民税(普徴)	軽自動車税	国民健康保険税(普徴)	介護保険料(普徴)	後期高齢者医療保険料(普徴)
8月	H25. 9. 2 (月)		2 期		2 期	2 期	2 期
9月	H25. 9.30 (月)				3 期	3 期	3 期
10月	H25.10.31 (木)		3 期		4 期	4 期	4 期
11月	H25.12. 2 (月)				5 期		5 期
12月	H25.12.25 (水)	3 期			6 期	5 期	6 期
1月	H26. 1.31 (金)		4 期		7 期		7 期
2月	H26. 2.28 (金)	4 期			8 期	6 期	8 期
3月	H26. 3.31 (月)				9 期		

※普徴とは、普通徴収の略で、口座振替または市から送付する納税通知書（納付書）により、市役所会計課窓口、市の指定金融機関窓口で直接納めていただく制度です。

市税などのお支払いは、口座振替が便利です！

手続きをしていただければ、あなたの指定した口座から自動的に納税される便利な制度です。
 口座振替ができる金融機関 ・北陸銀行 ・富山銀行 ・富山第一銀行 ・にいかわ信用金庫
 ・北陸労働金庫 ・アルプス農協 ・富山県信漁連 ・ゆうちょ銀行
 手続きに必要なもの 納税通知書、通帳、通帳の届け出印
 申込み先 預金口座のある金融機関または税務課4番窓口
 ※口座振替を開始したい納期限の15日前までに手続きをお願いします。



問合せ先 税務課 納税担当（内線231・232）、市税等徴収対策室（内線285・286）

年度別差し押さえ件数の内訳

区分	預貯金	給与	生命保険	国税還付金	その他債権	動産	不動産	合計	滞納市税などへ充当した金額
平成20年度	12	0	1	14	3	0	0	30	1,257,085円
平成21年度	39	0	2	10	1	0	0	52	6,287,379円
平成22年度	44	0	4	15	1	0	0	64	6,210,188円
平成23年度	119	6	18	6	8	0	11	168	23,027,976円
平成24年度	100	1	8	3	1	0	6	119	18,480,244円